

第1回 国営造成施設の管理体制に係る検討委員会 議事概要

日時：平成20年10月3日 13:30～15:00

場所：農村振興局第1会議室

質疑応答内容

【松田委員】

- ・資料2、1頁、農業水利施設のストックの表中では、「基幹水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設である」と定義されている。この検討委員会は国営造成施設で切取った部分の議論と認識しているが、この基幹農業水利施設のストックである14兆円は、国営造成施設のみという理解でいいのか。団体営、県営でやっている100haを超える受益の農業水利施設も入っているのか。

【杉山課長補佐】

- ・物理的に100ha以上の受益を持っているものとして集計している。国県営造成施設が中心であるが、団体造成施設も1割ぐらいを占めている。

【佐藤委員長】

- ・21世紀土地改良区創造運動との関係はあるのか。

【瀧戸室長】

- ・21世紀土地改良区創造運動を通じ、地域の住民に土地改良区の管理している施設やその役目を理解してもらうことはきっかけづくりである。本事業は、その次の段階に当てはまる。国営造成施設を管理する土地改良区においても、それらを契機に協定書を結ぶというところにつなげていくことになるのではないのか。

【岩崎委員】

- ・資料2、22頁では、1期、2期の取組と整理されているが、この2期での取組とは具体的にどういう形なのか。
- ・非農家の管理参画を安定的な取組とするための組織化がポイントとして挙げられており、「既存の管理組織を非農家を含めた組織に再編」と記載されているが、具体的にどういう組織の再編なのか。

【杉山課長補佐】

- ・組織の再編というのは必ずしもイメージがあるわけではないが、何とか会、何とかNPOといった形で組織の枠をはめることにより、これまで農業とは関係のなかった人を巻き込んでいくといった発想である。

【岩崎委員】

- ・どこまでやれば参画と言えるのか。単に労働力の動員ではなく、方針決定の場への参画まで考えられているのかどうか気になる。
- ・多面的機能の発揮という視点からの新しい管理のあり方を農家と非農家とが一緒に作っ

ていくことが必要なのではないか。非農家の意識向上という点は前面に出ているが、農家側にも多面的機能の発揮という新たな役割についての再認識が求められているのではないか。農家と非農家との連携の中でそのような学習機会をつくり出していく必要があるように思うし、それも踏まえた形での組織化が、非農家の声を土地改良区の運営に反映させていくことにつながっていくのではないか。その辺りの現状について教えて欲しい。

【瀧戸室長】

- ・ 1期は、非農家についてもまず参加してもらおうということであった。2期では、管理協定といった形をつくるということであるが、非農家側からも物を言える形にするといったところが、まだ足りないと思う。

【中條局長】

- ・ 土地改良区が脆弱化しているから単に非農家の方に入っていただくということではいけないと考える。
- ・ 農家が高齢化、混住化している中で高度な技術も求められている状態であるが、土地改良施設の有する多面的機能を十分発揮するためには、いろいろな方々の協力が必要である。
- ・ 本来、土地改良区が土地改良区として管理をするというのは当然であるが、機能を十分発揮させることについて非農家にも意義を認めていただき、一緒になっていくという形が将来に渡って確たるものとなるほうが望ましいという意味で、NPOの組織化等々を記載している。

【佐藤委員長】

- ・ 参画のレベルの話を実詰めると制度改正の話になる。本検討委員会では余り議論できないと考える。

【廣瀬委員】

- ・ 田舎の社会では昔からの村社会の構造があり、新たな組織体系、旧来の既存の組織に認識してもらい管理協定を行うには、非常に大きなエネルギーが必要である。
- ・ 現実的には協定というものに対し大きな抵抗がある。私の改良区でも協定を行っているが、地域からは申し合わせ程度にしてもらえないと言われる。末端では、今のやり方については、かなり厳しいと感じている。

【松田委員】

- ・ 昨年度からスタートした農地・水・環境保全向上対策とこの事業の整合性の部分が、現場に行けば行くほど悩むのではないか。
- ・ 資料3の評価手法の中に、農地・水・環境保全向上対策とこの事業のすみ分けの部分、その結果として国営の造成施設の管理体制整備事業の意義が出てくると思う。
- ・ 国営施設という形で切った場合に、それよりも受益が大きい県営のものについてはどうするのかといった議論も出てくるかもしれない。

- ・評価手法の内容については、土地改良での 21 世紀型の取組、市町村も負担をしている農地・水・環境保全向上対策の取組、同様に市町村の負担金がある国営造成施設の取組について地元がどう評価しているのかを上げることが必要と考える。

【佐藤委員長】

- ・農地・水・環境保全向上対策とのオーバーラップはあるのか。

【齋藤整備部長】

- ・資料 2、4 頁の一番下の図において、左側の頭首工、幹線の部分に公的管理がある。上流の源辺りのものが国有財産であり、それを土地改良区に管理委託している。その管理を土地改良区が主体的にできるように体制を整備しようというのが本来の趣旨である。右側の排水の辺りもそうである。
- ・基本的に農地・水・環境保全向上対策は、真ん中のオレンジの部分、地域による管理と記載されている部分である。ここは余り補助の対象となつてこなかった部分である。農地・水・環境保全向上対策はこの部分が大体想定されるということで、政策的には整理ができていると考える。

【松田委員】

- ・基本的に国営施設は、管理している土地改良区に対する属人的なとらえ方、農地・水・環境保全向上対策の場合は属地的なとらえ方である。現場で切分けが難しいかもしれない。

【齋藤整備部長】

- ・政策的には国有財産で農林水産大臣が所有していながら土地改良区に管理委託した分が対象である。農地・水・環境保全向上対策の場合は、本当の末端の個人の田んぼは入らないが、農地ということである。すみ分けはできている。

【佐藤委員長】

- ・この評価を実施する際、他の事業とのオーバーラップにより、本事業だけ切出して評価しにくいという実態があるのか。

【廣瀬委員】

- ・当土地改良区では、県営施設一体不可分形で参加しながら国営造成を行い、かつ 17 集落が 1 集落の活動組織として農地・水・環境保全向上対策を実施している
- ・農地・水・環境保全向上対策は地域振興策であり、集落の土地を守るという形で非農家の参画を求めている。国営造成においても非農家の参画を求めている。表向き農地・水・環境保全向上対策はお金が出るが、国営造成は夫役である。あるところは夫役に対してお金が出るが、場所によってはお金を出さないところもあり、土地改良区が困っているのが現状である。

【齋藤整備部長】

- ・排水のところも国有財産でというのが本来の趣旨である。農地・水・環境保全向上対策も、オンファームレベル、圃場レベルでやっていただくのが基本的な考え方であり、そ

れを受益面積でくくってやっている。そのときに農家、地域の方々の自主性を重んじることが地域のコミュニティの必要性にもつながってくることから、余りそこは言っていない。

- ・ 国有財産を土地改良区に管理委託している分について、今がどうで今後どうしたらいいか、もっと多面的な機能を発揮するために、農政の政策とリンクさせたほうがいいのか、そういったことを議論していただければと考える。

【堀野委員】

- ・ 「基幹水利施設は、受益面積 100ha 以上の農業水利施設である」と定義されているが、受益面積 200ha の国営施設はあり得るのか。

【杉山課長補佐】

- ・ 畑地かんがい施設や農地開発のようなもので用水施設を整備した場合にはあり得る。

【堀野委員】

- ・ なぜ受益面積 100ha にしたのかという疑問がある。
- ・ 本事業と農地・水・環境保全向上対策との違いについては、頭の中では理解できるが、運営する側からは、オーバーラップ等わかりにくいものがあるというのは否定できない。
- ・ 管理体制を評価することによるメリットとして、多面的機能のエンハンスメントということで挙げられているが、それらは農地・水・環境保全向上対策での、支線とか末端の水路で特にその機能を発揮されるようなことが多いと考える。基幹幹線、ダム等だけで発揮される多面的機能は、限られているのではないか。
- ・ 資料では、末端のところで発揮されるようなアピールが強い側面がピックアップされており、少し恣意的という気がする。

【佐藤委員長】

- ・ 資料 3 についてはどうか。

【堀野委員】

- ・ 農家の方、現場の技術者と仕事をしている目線で言うと、この事業によって補助を得る要件として協定締結等をやらざるを得ないというのは非常に厳しいという気がする。

【杉山課長補佐】

- ・ 協定締結は、事業の実施要件にはしていない。ただ、安定的になるような取組をして下さいということで、一つのわかりやすいものとして協定締結があり、それを頑張っている土地改良区、県、市町村が比較的多いという状況である。
- ・ 実効性が何らかの形で担保できるという説明があれば、申し合わせでも構わないという制度になっている。

【堀野委員】

- ・ 資料 2、21 頁でアンケート結果が示されており、洪水防止が多面的機能の中でトップに上がっているが、何を根拠に答えているのかがわからない。答える側も、事業をやった以上は、これぐらいは発揮されたというような感覚でつけられているのが多いのではな

いか。そういう意味で、こういう結果は事業の成功、不成功にかかわる証拠として使えないのではないかという気がする。

- ・ 第三者が定量的に評価できるようなものがあれば、そういうものを可否の評価に加えた方が良いのではないか。

【瀧戸室長】

- ・ 開水路やダムについては、洪水調節機能的なものが少し期待できるように、地区によってどういう多面的機能が発揮されるかというのは大体想定されるところ。
- ・ 1期、2期で整理されてきている部分もあるが、あらかじめ地区毎に想定し得る多面的効果を抜き出した上で、それがどの程度維持されているのか、達成できているのかということも評価の視点としてはあり得るのではないか。

【堀野委員】

- ・ 例えば、洪水緩和一つとっても田んぼ1枚で緩和する機能もあれば、何千haというシステム全体として緩和する機能もあり、100ぐらいの規模で緩和する機能もある。そういう部分をしっかり見据えてやらないと、過大評価になったり、過小評価になったりする。
- ・ いかにか的確に評価していくかという部分が、今後の議論の中身になってくるのではないか。

【松田委員】

- ・ 資料3の最後部分に「市町村からの新たな負担が得られるようになったか」との表現があるが、市町村の財政状況、環境に対する市町村の位置づけ、農業サイドだけではなく他省庁所管の環境施策への市町村の取組等が関連してくるものである。表現の仕方について検討が必要と考える。
- ・ 「市町村からの」と限定しているが、県からということもあり得るのではないか。